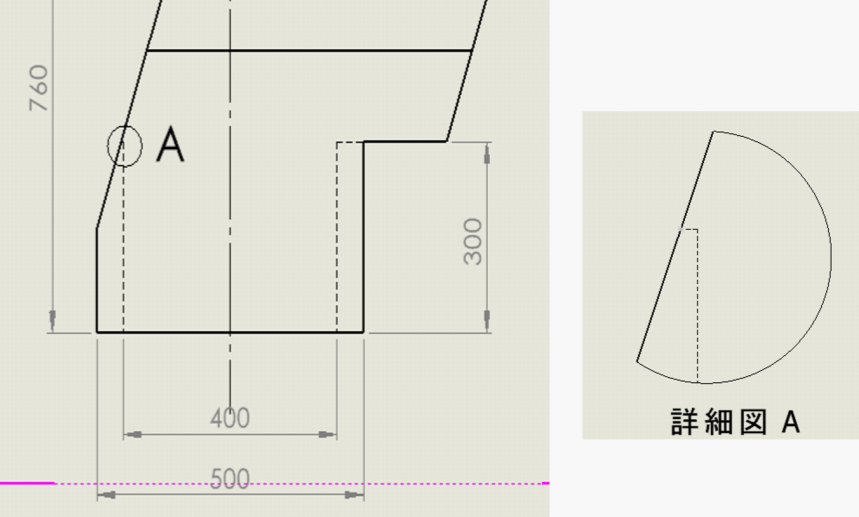


基準番号等				農用トラクター(乗用型)用安全キャブ・フレーム検査の 主要な実施方法及び基準の改正(Ver.1.1→Ver.2.0)に関するQ&A	関係する図
3	(5)	2)		Q：シートサスペンションがある場合の座席調節位置について明記すべきではないでしょうか？ A：シートサスペンションについてはすでに「最高位置」としているため、これ以上の記載は不要と考えます。	
3	(8)	1)	エ	Q：「座席基準点の前方10mmの位置においてアの平面に接し、かつ、その位置から前方に400mm延びる半径900mmで基準面に直角な曲面」との記載内容は合っているのでしょうか？ A：記載は正しいですが、より分かりやすく記載するとすれば「座席基準点の前方10mmの位置においてアの平面に接し、かつ、その位置から前方に400mm延びる半径900mmかつ座席基準点の前方10mm、下方90mmを円弧の中心とした基準面に直角な曲面」となります。次の基準改正のタイミングで修正対応したいと考えます。	
3	(8)	2)	ウ	Q：解説にある「2柱式安全フレームに適用される数値であり、座席基準点上760mmにおける寸法」を基準内に明記してはいかがでしょうか？ A：2柱式安全フレームに適用される数値であることも、座席基準点上760mmにおける寸法であることもすでに基準内に記載があるため、現行のままで問題ないと考えます。	
3	(8)	2)	エ	Q：これは2柱式安全フレーム以外にも適用される数値なののでしょうか？ A：コードⅢは保護面の考え方が採用されていないため、安全域への侵入がないことと合わせて、安全キャブ・フレームとして最低限確保する必要がある寸法として記載しています。2柱式安全フレームのみならず、安全域への侵入はないが幅610mmを確保できていないような安全キャブや4柱式安全フレームを基準不適合とする必要があるため、現行の記載どおり、全ての安全キャブ・フレームにこの数値を適用します。	
3	(8)	2)	オ	Q：解説にある「側部負荷の時に座席基準点上760mmにおいて確保すべき数値」を基準内に明記してはいかがでしょうか？ A：3.(8)2)の冒頭で「ただし、イ～カにあっては、座席基準点上方760mmにおける寸法とし」との記載があるため、これ以上の記載は不要と考えます。	
3	(8)	2)	カキ	Q：コードⅢの安全域について、カ～キで作られる空間が安全フレーム仕様には適用されないように読み取れますが、安全フレーム仕様もステアリング周り等にある安全キャブ・フレーム部材等の侵入は基準不適合とわかるような記載にするべきではないでしょうか？ A：5.(6)で「安全キャブ・フレーム部材等が安全域に侵入しないこと」と規定していることから、特に指摘の内容を明記しなくても、2柱式安全フレームも当該部分に侵入してはならないことは自明と考えます。コードⅢは保護面の考え方が採用されていないため、安全域への侵入がないことと合わせて、安全キャブ・フレームとして最低限確保する必要がある寸法としてア～キを記載しているということになります。	

基準番号等				農用トラクター(乗用型)用安全キャブ・フレーム検査の 主要な実施方法及び基準の改正(Ver.1.1→Ver.2.0)に関するQ&A	関係する図
3	(8)	2)	第4図 側面図 背面図	<p>Q：ア～キの寸法が第4図のどこの寸法のことを指しているのかわかりにくいので、第4図をわかりやすく修正してはいかがでしょうか？</p> <p>A：ア～キは負荷前、負荷試験時（4-5-2-3（コードⅢ）の（1）の3）ウの試験を除く）において安全キャブ・フレーム自体が満たすべき寸法、一方で第4図は安全域の寸法であり、示している内容が異なるため、第4図内にア～キも表現することによって非常にわかりにくい図になってしまうと考え、現在の表現にしたところですが、よりわかりやすい表現・図となるよう次の基準改正のタイミングで修正対応したいと考えます。</p>	
3	(8)	2)	第4図 側面図 背面図	<p>Q：側面図の「300mm」「350mm」、背面図の「400mm」「500mm」の取扱いについて図中には注釈がありますが、基準本文内では触れられていません。明文化すべきではないでしょうか？</p> <p>A：この部分は確かに明記していませんが、ア～キの寸法は安全域とは示される内容が異なるため、本文中に記載すると混乱を招く恐れがあることから、現状のままとさせていただきます。</p>	
3	(8)	2)	第4図 背面図 負荷時	<p>Q：第4図の背面図（負荷時）の安全域の傾きについて、コードⅢのベースとなったASAE S383のそれとは異なるようですが、なぜでしょうか？</p> <p>A：座席周りの幅の緩和については農研機構独自のものであり、考え方としてはコードⅡに準じているため、ベースラインから300mmの高さまで直立しているということになります。</p>	
3	(8)	2)	第4図 背面図 負荷時	<p>Q：第4図の背面図（負荷時）において、幅400mm左側縦線の上端は、同縦線を安全域左端の斜線まで鉛直方向に伸ばした時の交点でしょうか？</p> <p>A：幅400mm左側縦線の長さは300mmであるが安全域左端の斜線までは届いていないため、2直線の交点ではありません。詳細については右図を参照してください。</p>	
3	(8)	3)	第5図	<p>Q：第5図の正面図及び平面図において、安全域の足の内幅はOECDテストコード8と同様に500mmまで広げることが可能と認識しています。図を修正すべきではないでしょうか？</p> <p>A：その認識で間違いのないため、次の基準改正のタイミングで修正対応したいと考えます。詳細については右図を参照してください。</p>	

基準番号等				農用トラクター(乗用型)用安全キャブ・フレーム検査の 主要な実施方法及び基準の改正(Ver.1.1→Ver.2.0)に関するQ&A	関係する図
3	(9)			Q:コードⅢについては保護面の考え方を採用していないことを基準内に明記すべきではないでしょうか? A:5.(8)「安全域が保護面で囲まれる空間外に出ないこと」の対象にコードⅢが含まれていないことから、指摘の内容を明記する必要はないと考えます。	
3	(10)			Q:「安全域への侵入において運転者に危険を及ぼすおそれ」がないものとして、他にキャブの安全ガラスも該当すると考えます。除外リストに加えてはいかがでしょうか? A:安全ガラスについては、これまでと同様に、侵入は基準不適合と判断します。ただし、転倒時には必ず割れる等の特徴を持つガラスがあるような場合にはそれらも考慮し、都度判断とさせていただきます。	
5				Q:令和7年3月28日公開の「解説」の内容には変更がないのでしょうか? A:解説は過去のメーカーへの通知等をまとめたものですが、今回の改正基準と解説の中で内容に相違があるものについては改正基準を優先します。なお、そういった項目については今後整理し、次の解説改正のタイミングで修正対応したいと考えます。	
5	(3)			Q:「強度部材に重大な破損およびき裂のないこと」については判定基準を明文化すべきではないでしょうか? A:重大な破損あるいはき裂か否かは調査員が実機で都度判断することとしています。具体的な数値基準等を設けることは考えていません。	
5	(6)			Q:「危険を及ぼすおそれがない」について、判断の基準や目安を明記すべきではないでしょうか? A:侵入したものの材質、形状、侵入の度合い等から総合的に判断することとしており、明文化は考えていません。	
5	(7)			Q:「安全キャブ・フレーム部材等が座席に接触しないこと」について、例えばアームレストブラケットが強固な構造物であって内側フェンダー部材と接触することで部材等の安全域への侵入を防いでいるような場合は、座席への接触が必ずしもマイナスに働くということにはならないのではないのでしょうか? A:そのような事例があれば都度考慮・判断することにしたいと思いますが、OECDテストコードとの整合の意味からも、座席への軽微でない接触については原則として基準不適合になると考えています。	
5	(8)			Q:コードⅢにおいて、後方転倒時に例えばシート背もたれ上部が地面に接してしまうような構造は基準不適合でしょうか? A:コードⅢには保護面の規定がないため不適合とはなりません、設計段階で保護面に相当する部分がシートに接触することのないよう考慮すべきと考えます。	